平成２９年（フ）第６２号
和歌山県紀の川市名手市場1240番地18
債務者　内布　初代
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９０号
神戸市須磨区中落合１丁目１番407―503号
債務者　石若　祐子
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２４号
名古屋市守山区新守町63番地　サンハイツ二城301号
債務者　米田三喜男
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９０号
名古屋市昭和区桜山町５丁目95番地の１　フォレスト桜山502号
債務者　清水　梨沙
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
山口県下関市彦島迫町４丁目９番36号　高山マンション　３階左
債務者　岩永　幸江
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
山口県下関市上田中町１丁目２番14号
債務者　白石　實夫
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
神奈川県足柄上郡松田町寄6300番地７
債務者　小華和　禅
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８３号
神奈川県平塚市中里18番18―104号　県営ハイム中里
債務者　吉武　勇治
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２９号
神奈川県秦野市三廻部948　みくるべ病院内、住民票上の住所神奈川県横浜市磯子区丸山１丁目19番20号
債務者　鈴木　三寿
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２１号
山口県下松市潮音町７丁目９番28号　シリウスβ103号
債務者　末廣まゆみ
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第２６号
松江市浜乃木７丁目20番20号　フォンテーヌ205
債務者　西田　恭子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
島根県安来市黒井田町19番地１　ハイツ十神１号室
債務者　山野　法子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松江地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２８年（フ）第６６９号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目２番12―307号
破産者　東出　敏郎
1　決定年月日　平成29年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目18番５号103号、前住所兵庫県尼崎市西立花町２丁目11番５―305号
破産者　吉廣　昌紀
1　決定年月日　平成29年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４１号
神奈川県南足柄市竹松1541番地、前住所神奈川県南足柄市和田河原429番地
破産者　宮島　孝治
1　決定年月日　平成29年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６８６号
神奈川県小田原市久野3414番地の１
破産者　熊野　潤子
1　決定年月日　平成29年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６９８号
神奈川県小田原市蓮正寺897番地の１　ロッキーホーム「ニュー蓮正寺」304号
破産者　木村　健一
1　決定年月日　平成29年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３６１号
山梨県甲府市住吉３丁目６番３号　グランドパレス　麗４Ｄ
破産者　鶴田　和子
1　決定年月日　平成29年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
山梨県中央市臼井阿原1577番地80
破産者　長澤　好美
1　決定年月日　平成29年４月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係